

# 国家公務員の行政職(二)職員に係る職務の級の決定基準

職務の級を決定する場合に必要な資格(必要在級年数、必要経験年数)は級別資格基準表に定めがある。  
表中の「別に定める」とされている資格基準は、下段の表のとおり定めがある。資格基準が定められていない場合は、個別に人事院の承認を得る必要がある。

## ○ 行政職俸給表(二)級別資格基準表(人事院規則9-8 別表第2口)

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
技能職員	高校卒	0	6	別に定める	別に定める	別に定める
	中学卒	0	9	別に定める	別に定める	別に定める
労務職員(甲)	中学卒	0	別に定める	別に定める	別に定める	
	中学卒	0	別に定める	別に定める		

(備考)

- 職種欄
  - ・ 技能職員:電話交換手、自動車運転手等
  - ・ 労務職員(甲):守衛等
  - ・ 労務職員(乙):用務員等
- 学歴免許等欄
  - ・ 自動車運転手等の学歴免許等欄の適用は、その者の学歴免許等の資格にかかわらず「高校卒」の区分による。
- 職務の級欄
  - ・ 上段:必要在級年数、下段:必要経験年数

## ○ 行政職俸給表(二)級別資格基準表中「別に定める」とされている資格基準(給実甲第470号)

職員	職務の級	資格基準
電話交換手	行政職(二)3級	1 電話交換手を直接指揮監督する者であること。 2 中学卒後22年(数名の電話交換手を直接指揮監督する者にあつては、20年)以上の経験年数を有していること。 3 行政職俸給表(二)2級49号俸(数名の電話交換手を直接指揮監督する者にあつては、2級41号俸)以上の号俸を受けていること。
自動車運転手等	行政職(二)3級	1 高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手等であること。 2 自動車運転等の免許取得後15年以上の経験年数を有していること。 3 行政職俸給表(二)2級41号俸以上の号俸を受けていること。
	行政職(二)4級	1 相当数の自動車運転手等を直接指揮監督する者であること。 2 自動車運転等の免許取得後25年以上の経験年数を有していること。 3 行政職俸給表(二)3級61号俸以上の号俸を受けていること。
守衛等	行政職(二)2級	1 中学卒後20年(特に困難な業務に従事する守衛等にあつては、18年)以上の経験年数を有していること。 2 行政職俸給表(二)1級61号俸以上の号俸を受けていること。
	行政職(二)3級	1 数名の守衛等を直接指揮監督する者であること。 2 中学卒後25年以上の経験年数を有していること。 3 行政職俸給表(二)2級57号俸以上の号俸を受けていること。
用務員等	行政職(二)2級	1 用務員等を直接指揮監督する者であること。 2 中学卒後25年以上の経験年数を有していること。 3 行政職俸給表(二)1級77号俸以上の号俸を受けていること。